

業務委託契約におけるスライド制度運用マニュアル

令和8年8月

大 阪 市

本マニュアルは、複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）の適用について、賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や本市（発注者）及び受注者間における協議の進め方等について整理したものです。

1 適用対象契約等

適用対象契約		複数年に渡る業務委託契約のうち、次の業務を対象とします ・清掃業務（うち庁舎清掃業務：種目コード 001） ・警備業務（うち施設警備業務：種目コード 066） ※長期継続契約案件又は債務負担行為設定案件のいずれであっても対象 ※入札・随意契約のいずれであっても対象
適用条件		次の(1)(2)の条件を全て満たすもの (1) 入札公告（発注）時に、あらかじめスライド条項適用対象の契約であることを明示しているもの (2) 履行開始日（履行期間の初日）から 12 か月経過し、基準日以降の期間が 2 か月以上あるもの
業務委託料の変更方法	対象	履行開始日から 12 か月経過した基準日における残業務期間（未履行分）に相応する業務委託料
	受注者の負担	変動前残業務委託料の 100 分の 1（1.0％）

2 請求日及び基準日

請求日及び基準日の定義は、次のとおりとします。

請求日	スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日
基準日	原則、請求日の属する月の 1 日 ただし、請求日の属する月の 1 日が、履行開始日から 12 か月以上経過していない場合は、履行開始日から 12 か月以上経過した翌月 1 日

3 入札公告等における明示方法

適用の対象となる契約は、入札公告等の際に、次の(1)～(3)の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- (1) 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に係る特約条項）を適用する契約であり、運用の詳細については、業務委託契約におけるスライド制度運用マニュアルによる。」の文言を記載します。
- (2) 契約書に「賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に係る特約条項（別紙１）」（以下「スライド条項」という。）を添付します。
- (3) 仕様書に「賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に係る特約条項第１条第１項に係る特記仕様書（別紙２）」（以下「スライド特記仕様書」という。）を添付します。

※ このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような水準（労務単価、大阪府最低賃金や消費者物価指数等）で契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示します。

4 スライド額の協議（別添「スライド協議フロー図」参照）

(1) スライド額の事前確認【発注者及び受注者】

契約変更の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議の請求可能日の１か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、発注者と受注者で事前打合せを行い、事前に試算したスライド額等を確認し、手続きに係る準備を進めてください。

(2) スライド協議の請求【発注者又は受注者】

スライド協議の請求は、所定の様式（様式１－１又は１－２）により行うこととし、履行開始日から12か月（２回目以降は前回スライド基準日から12か月。以下同じ。）経過後から可能です。

なお、請求に際しては、残業務期間（基準日以降の履行期間）が基準日から2か月以上あることが必要です。

(3) スライド額の算出【発注者】

発注者は、スライド特記仕様書で明示した算出方法により、スライド額を算出します。

(4) スライド額の協議【発注者及び受注者】

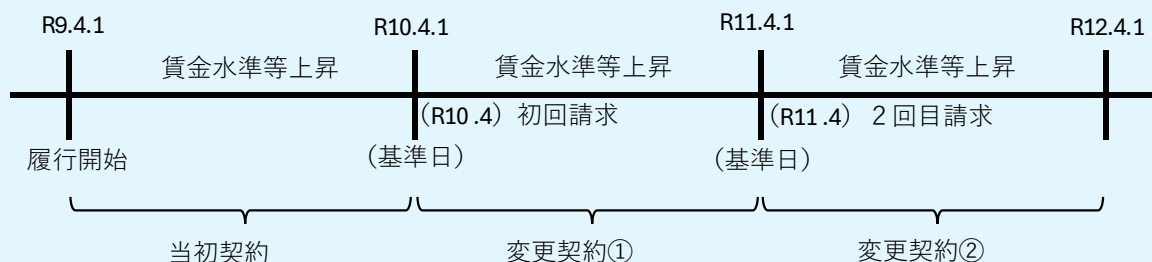
算出したスライド額について、発注者と受注者が所定の様式（様式２－１又は２－２）により協議します。

受注者は、内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日とする。）までに「承諾書（様式３－１又は３－２）」を提出してください。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第１条第３項ただし書きの規定に基づき、発注者から受注者に対し、所定の様式（様式４－１又は４－２）によりスライド額を通知します。

※ スライド額を算出した結果、スライド額が受注者負担分を超えない場合は、「スライド額＝０円」として協議を行います。

＜スライド協議の例＞

- ・ 契約締結日：令和9年3月1日
- ・ 履行期間：令和9年4月1日～令和12年3月31日（36か月）



- ◆ 初回のスライド協議：令和10年4月1日から請求可能（基準日は請求日の属する月の1日）
- ◆ 2回目のスライド協議：令和11年4月1日から請求可能（基準日は請求日の属する月の1日）

5 スライド額の算出方法

（スライド額算出のイメージ図：増額の場合）

スライド額	=	変動後残業務委託料（税込） （未履行分）	－	変動前残業務委託料（税込） （未履行分）	－	受注者負担分 ※変動前残業務 委託料の1.0%
-------	---	-------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------------

(1) スライド額は、次の式により算出します。

（増額の場合） $S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$

（減額の場合） $S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額、 $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：変動前残業務委託料（未履行分）

業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

※2回目以降のスライドによる変更契約においては、「業務委託料」を「前回のスライドによる変更契約時の P_2 」と読み替えるものとする。

P_2 ：変動後残業務委託料（未履行分）

基準日時点の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した P_1 に相当する額

P_1 及び P_2 の算出方法は、以下のア～ウにより算出する。

ア 発注者が、業務委託に係る費用の積算において、労務単価又は物品の単価（以下「労務単価等」という。）を使用した場合（積算基準による積算の場合）

$$P1 = X1 \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$P2 = X2 \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

X1：発注者の積算金額から基準日における履行済部分に相応する積算金額を控除した額（税抜）

X2：基準日時点の労務単価等を基礎として算出したX1に相当する額（税抜）

落札率：（当初業務委託料（税抜）／当初積算金額（税抜））

イ 発注者が、業務委託に係る費用の積算において労務単価等を使用しない場合（見積による積算の場合）

$$P1 = \text{受注者が提出する業務委託料内訳書の額から履行済部分に相応する金額を除いた額（税込）}$$

$$P2 = \text{次の①から④を合計した額（税込）}$$

①直接人件費	P1のうち、直接人件費の額にスライド特記仕様書に明記した賃金水準の変動率を乗じた額
②直接物品費	P1のうち、直接物品費の額にスライド特記仕様書に明記した物価水準の変動率を乗じた額
③業務管理費	P1のうち、直接人件費及び直接物品費の合計額に対する業務管理費の割合を算出し、基準日時点の直接人件費及び直接物品費の合計額にその割合を乗じた額
④一般管理費等	P1のうち、直接人件費、直接物品費及び業務管理費の合計額に対する一般管理等の割合を算出し、基準日時点の直接人件費、直接物品費及び業務管理費の合計額にその割合を乗じた額

ウ 発注者が、上記ア及びイを混在して積算した場合

労務単価等を使用して積算する部分については、アの方法により、労務単価等を使用せず積算する部分については、イの方法により、それぞれP1及びP2を算出し合算する。

(2) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出については、前述と同様に行い、この場合の基準日における業務委託料には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

(3) スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取り扱いは以下のとおりとします。

- ・消費税及び地方消費税相当額 : 1 円未満の端数については切り捨て
 - ・落札率
 - ・賃金水準及び物価水準変動率
 - ・業務（一般）管理費率
- } : 小数第 8 位を四捨五入
- ・それ以外の計算時に生じたもの : 1 円未満の端数については四捨五入

【例】落札率：0.912345678… ➡ 0.9123457（小数点以下第 8 位を四捨五入）

大阪府最低賃金変動率：0.0398832684… ➡ 0.0398833（小数点以下第 8 位を四捨五入）

変動額：123,456.789…円 ➡ 123,457 円（1 円未満を四捨五入）

(4) スライド額は、直接人件費、直接物品費、並びにこれらに伴う業務管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、従業者人数の変更等については考慮しません。

6 契約締結時の注意点

(1) スライド条項、スライド特記仕様書

契約締結時、契約書に「スライド条項」、「スライド特記仕様書」を添付します。

(2) 業務委託料内訳書

スライド特記仕様書において、変更金額の算出方法を「受注者から提出された業務委託料内訳書による算出」又は「上記 2 種の併用」（5 スライド額の算出方法(1)イ又はウにより算出する場合）とする場合は、落札者等の決定後に、落札者等（受注者）から業務委託料の内訳を記載した「業務委託料内訳書（別紙 3）」を受領し、契約書に添付します。

< 業務委託料内訳 >

①直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要経費
③業務管理費	当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び直接物品費を除く。） ※法定福利費は、業務管理費に計上する。
④一般管理費等	受注者が企業を維持運営していくために必要な経費（①～③を除いた経費）

7 契約変更

発注者と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

増額となる変更契約の際には、労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

8 契約保証金、延滞金及び違約金の取扱い

本制度の適用により業務委託料を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 契約保証金

本制度適用により業務委託料を変更した場合、増額分を徴収します。

ただし、契約締結時に免除されているものはこの限りではありません。

(2) 延滞金及び違約金

本制度適用により業務委託料を変更した場合、変更後の業務委託料を基に算出します。

(参考) スライド額の算出方法

【計算例】

(1)ア (積算基準による積算) の場合 スライド1回目 (3年契約の案件の2年目のケース)

(前提) 契約締結時 (3年契約)

	総額 (税抜)	1年目	2年目	3年目
発注者積算金額 (当初)	13,506,300円	4,502,100円	4,502,100円	4,502,100円
業務委託料 (当初)	10,500,000円	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円
落札率	0.7774150	小数第8位を四捨五入		

$$S \text{ 増 (増額スライド額)} = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

$$P1 = X1 \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$P2 = X2 \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

● X1 : 発注者積算金額から基準日における履行済部分に相応する金額を控除した額

$$13,506,300\text{円} - 4,502,100\text{円} = 9,004,200\text{円}$$

直接人件費	a	6,000,000円	労務単価15,000円×200人×2年
直接物品費	b	300,000円	a×5%
業務管理費	c	945,000円	(a+b)×15%
一般管理費	d	1,159,200円	(a+b+c)×16%
見積 (※)	e	600,000円	300,000×2回
合計額		9,004,200円	

直接物品費・業務管理費・一般管理費の割合は例示です

● X2 : 基準日時点の労務単価等を基礎として算出したX1に相当する額

【労務単価が16,000円に上昇したと想定】

直接人件費	a'	6,400,000円	労務単価16,000円×200人×2年
直接物品費	b'	320,000円	a'×5%
業務管理費	c'	1,008,000円	(a'+b')×15%
一般管理費	d'	1,236,480円	(a'+b'+c')×16%
見積 (※)	e	600,000円	300,000×2回
合計額		9,564,480円	

※見積が予定価格の大半を占める業務の場合は、(別紙3) 業務委託料内訳書の提出を依頼し、最低賃金等の上昇率を適用して再積算を行うことで、スライド条項を適用する。

●スライド額算出

変動前残業務委託料	P1	7,700,000円	X1×落札率×(1+消費税率)
変動後残業務委託料	P2	8,179,127円	X2×落札率×(1+消費税率)
受注者負担分	f	77,000円	P1×1%
スライド額	g	402,127円	P2-P1-f
スライド適用後の残業務委託料		8,102,127円	P1+g

- ・消費税 ⇒ 1円未満切り捨て
- ・変動率、業務(一般)管理費率 ⇒ 小数第8位を四捨五入
- ・その他 ⇒ 1円未満四捨五入

【計算例】

(2)ア（労務単価を使用）の場合 スライド２回目（３年契約の案件の３年目のケース）

※(1)の変更契約時の例から継続しているケースを想定

S 増（増額スライド額）＝〔P 2－P 1－（P 1×1／100）〕

P 1 ＝ X 1×落札率×（1＋消費税率）

P 2 ＝ X 2×落札率×（1＋消費税率）

● X 1：１回目スライド時の X 2 から基準日における履行済部分に相応する金額を控除した額

9,564,480円 － 4,782,240円 ＝ 4,782,240円

直接人件費	a	3,200,000円	労務単価16,000円×200人×1年
直接物品費	b	160,000円	a×5%
業務管理費	c	504,000円	(a+b)×15%
一般管理費	d	618,240円	(a+b+c)×16%
見積（※）	e	300,000円	300,000×1回
合計額		4,782,240円	

● X 2：基準日時点の労務単価等を基礎として算出した X 1 に相当する額

【労務単価が17,000円に上昇したと想定】

直接人件費	a'	3,400,000円	労務単価17,000円×200人×1年
直接物品費	b'	170,000円	a'×5%
業務管理費	c'	535,500円	(a'+b')×15%
一般管理費	d'	656,880円	(a'+b'+c')×16%
見積（※）	e	300,000円	300,000×1回
合計額		5,062,380円	

※見積が予定価格の大半を占める業務の場合は、（別紙３）業務委託料内訳書の提出を依頼し、最低賃金等の上昇率を適用して再積算を行うことで、スライド条項を適用する。

●スライド額算出

変動前残業務委託料	P1	4,089,563円	X1×落札率×（1＋消費税率）
変動後残業務委託料	P2	4,329,127円	X2×落札率×（1＋消費税率）
受注者負担分	f	40,511円	変動前残業務委託料（※）×1%
スライド額	g	199,053円	P2－P1－f
スライド適用後の残業務委託料		4,250,116円	変動前残業務委託料（※）＋g

※前回のスライド適用後の残業務委託料に対する基準日以降の残履行期間に相応する額

【計算例】

(3)イ（見積による積算）の場合 スライド1回目（3年契約の案件の2年目のケース）

賃金水準：大阪府最低賃金 物価水準：消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）

（前提）受注者提出の業務委託料内訳書（3年契約）

		総額	参考：1年分
直接人件費	A	15,000,000円	5,000,000円
直接物品費	B	750,000円	250,000円
業務管理費	C	2,250,000円	750,000円
一般管理費	D	2,250,000円	750,000円
合計（税抜）		20,250,000円	6,750,000円
消費税相当額		2,025,000円	675,000円
合計（税込）	E	22,275,000円	7,425,000円

S 増（増額スライド額）＝〔P 2－P 1－（P 1×1／100）〕

● P 1：受注者が提出する業務委託料内訳書の額から履行済部分に相応する金額を除いた額

22,275,000円 － 7,425,000円 ＝ 14,850,000円

直接人件費	a	10,000,000円	
直接物品費	b	500,000円	
業務管理費	c	1,500,000円	
一般管理費	d	1,500,000円	
合計（税抜）		13,500,000円	
消費税相当額		1,350,000円	
合計（税込）		14,850,000円	

業務管理費の割合	f	0.1428571	c/(a+b) 小数第8位を四捨五入
一般管理費の割合	g	0.1250000	d/(a+b+c) 小数第8位を四捨五入

● P 2：基準日時点の賃金水準及び物価水準に基づき再計算

【大阪府最低賃金が5%、消費者物価指数が2%上昇したと想定】

直接人件費	a'	10,500,000円	a×105%
直接物品費	b'	510,000円	b×102%
業務管理費	c'	1,572,857円	(a'+b') × f
一般管理費	d'	1,572,857円	(a'+b'+c') × g
合計額		14,155,714円	
消費税相当額		1,415,571円	
合計（税込）		15,571,285円	

●スライド額算出

変動前残業務委託料	P1	14,850,000円	
変動後残業務委託料	P2	15,571,285円	
受注者負担分	h	148,500円	P1×1%
スライド額	i	572,785円	P2－P1－h
スライド適用後の残業務委託料		15,422,785円	P1＋i

【計算例】

(4)イ（見積による積算）の場合 スライド2回目（3年契約の案件の3年目のケース）

※(3)の変更契約時の例から継続しているケースを想定

賃金水準：大阪府最低賃金 物価水準：消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）

$$S \text{ 増（増額スライド額）} = \{ P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100) \}$$

● P 1：1回目スライド時の P 2 から基準日における履行済部分に相応する金額を控除した額

直接人件費	a	5,250,000円	
直接物品費	b	255,000円	
業務管理費	c	786,428円	
一般管理費	d	786,428円	
合計（税抜）		7,077,856円	
消費税相当額		707,785円	
合計（税込）		7,785,641円	

業務管理費の割合	F	0.1428570	c/(a+b) 小数第8位を四捨五入
一般管理費の割合	G	0.1249999	d/(a+b+c) 小数第8位を四捨五入

● P 2：基準日時点の賃金水準及び物価水準に基づき再計算

【大阪府最低賃金が4%、消費者物価指数が3%上昇したと想定】

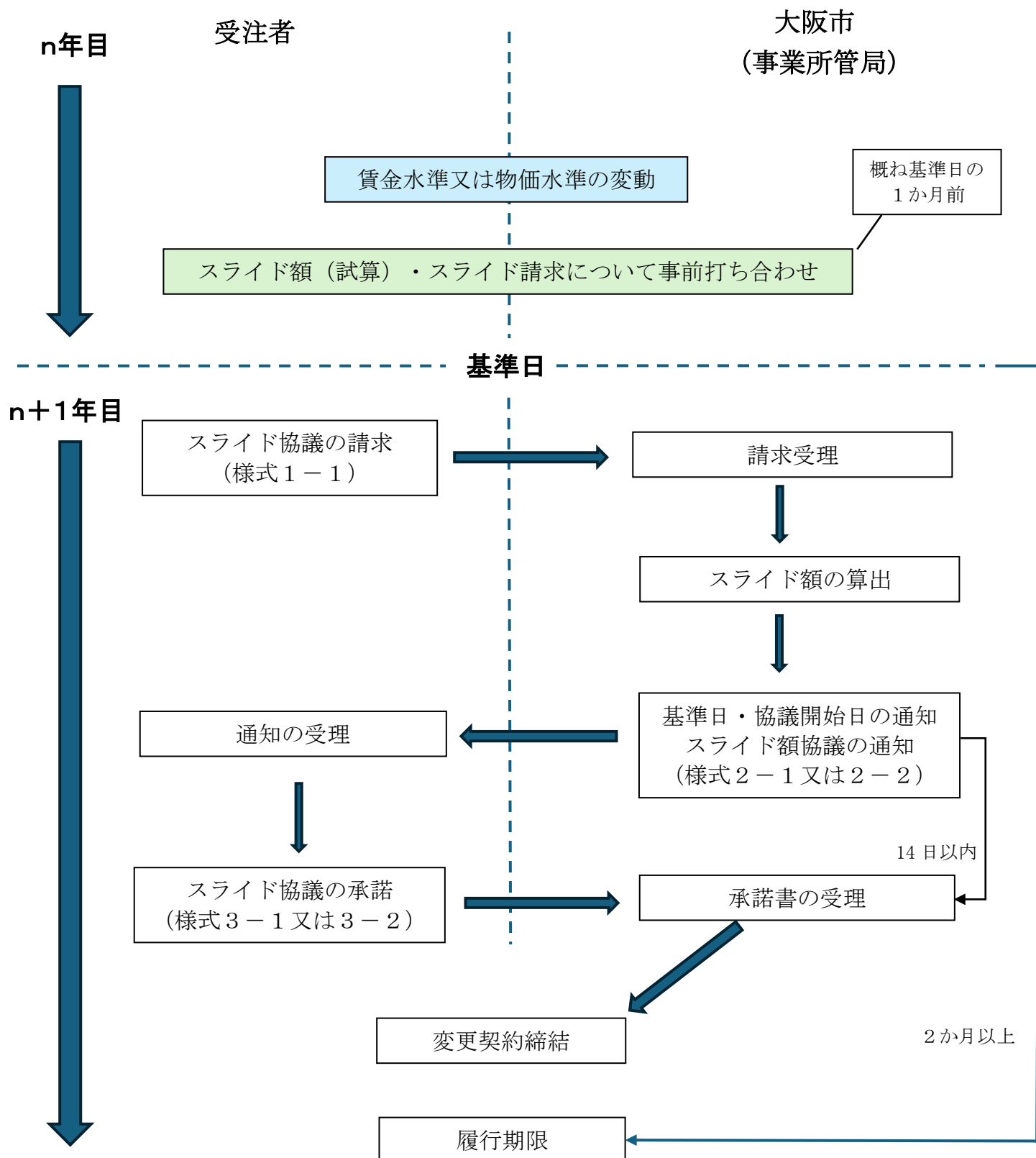
直接人件費	a'	5,460,000円	a×104%
直接物品費	b'	262,650円	b×103%
業務管理費	c'	817,521円	(a'+b') × F
一般管理費	d'	817,521円	(a'+b'+c') × G
合計額		7,357,692円	
消費税相当額		735,769円	
合計（税込）		8,093,461円	

●スライド額算出

変動前残業務委託料	P1	7,785,641円	
変動後残業務委託料	P2	8,093,461円	
受注者負担分	f	77,114円	変動前残業務委託料（※）×1%
スライド額		230,706円	P2－P1－f
スライド適用後の残業務委託料		7,942,098円	変動前残業務委託料（※）＋f

※前回のスライド適用後の残業務委託料に対する基準日以降の残履行期間に相応する額

スライド協議フロー図（受注者が請求する場合の例）



賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第 1 条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行開始の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の既に履行した部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の 100 分の 1 を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日の属する月の 1 日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

5 第 3 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する

特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書

本業務委託は、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第 1 条第 1 項を適用する契約である。

- 1 本業務委託における直接人件費とは、受注者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

- 2 本業務委託における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- ☐ 労務単価（該当労務単価： ）
☐ 大阪府最低賃金（以下「最低賃金」という。）

(2) 物価水準

- ☐ 労務単価を基に算出した経費
☐ 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）
☐ その他（ ）

- 3 本契約の変更金額の算出方法は次のとおりとする。

- ☐ 積算基準による算出
☐ 受注者から提出された業務委託料内訳書による算出

（ただし、直接人件費については、受注者の業務委託料内訳書中の直接人件費に、契約締結日時点の最低賃金と、基準日時点の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費については、受注者の業務委託料内訳書中の直接物品費に、契約締結日時点の物価指数と基準日時点の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。）

- ☐ 上記 2 種の併用

業務委託料内訳書

案件名称			
事業者名			
履行期間		履行年数	
業務委託料合計（税込）	円		

番号	項目	履行期間合計（●年分）	参考：1年分
①	直接人件費	円	円
②	直接物品費	円	円
③	業務管理費	円	円
④	一般管理費	円	円
⑤	合計（税抜）	円	円
⑥	消費税相当額	円	円
⑦	合計（税込）	円	円

【参考：項目内容】

番号	項目	内容
①	直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②	直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要経費
③	業務管理費	当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び直接物品費を除く。）※法定福利費は、業務管理費にて計上する。
④	一般管理費	上記以外（値引きを含む。）で、受注者が企業を維持運営していくために必要な経費

◆作成にあたっての注意事項

- 1 入札書記載金額（税抜）に対する内訳額を、上記項目に沿って記入してください。
- 2 ③業務管理費及び④一般管理費については、上記記載の金額により業務管理比率及び一般管理比率を算出するため、後に変更することはできません。

業務委託料内訳書

案件名称			
事業者名			
履行期間		履行年数	
業務委託料合計（税込）	円		

番号	項目	履行期間合計（●年分）	参考：1年目	参考：2年目	参考：3年目
①	直接人件費	円	円	円	円
②	直接物品費	円	円	円	円
③	業務管理費	円	円	円	円
④	一般管理費	円	円	円	円
⑤	合計（税抜）	円	円	円	円
⑥	消費税相当額	円	円	円	円
⑦	合計（税込）	円	円	円	円

【参考：項目内容】

番号	項目	内容
①	直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②	直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要経費
③	業務管理費	当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び直接物品費を除く。）※法定福利費は、業務管理費にて計上する。
④	一般管理費	上記以外（値引きを含む。）で、受注者が企業を維持運営していくために必要な経費

◆作成にあたっての注意事項

- 1 入札書記載金額（税抜）に対する内訳額を、上記項目に沿って記入してください。
- 2 ③業務管理費及び④一般管理費については、上記記載の金額により業務管理比率及び一般管理比率を算出するため、後に変更することはできません。

※各年の内訳が均等の場合

(別紙3)

業務委託料内訳書

記載例

案件名称	●●業務委託（長期継続契約）		
事業者名	■■株式会社		
履行期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日	履行年数	3年
業務委託料合計（税込）	22,704,000 円	スライド条項を適用する場合、賃金等の 上昇は見込まないため、過年度同額と なっているか確認	
番号	項目	履行期間合計（●年分）	参考：1年分
①	直接人件費	15,000,000 円	5,000,000 円
②	直接物品費	1,500,000 円	500,000 円
③	業務管理費	2,250,000 円	750,000 円
④	一般管理費	1,890,000 円	630,000 円
⑤	合計（税抜）	20,640,000 円	6,880,000 円
⑥	消費税相当額	2,064,000 円	688,000 円
⑦	合計（税込）	22,704,000 円	7,568,000 円

【参考：項目内容】

番号	項目	内容
①	直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②	直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費
③	業務管理費	当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び直接物品費を除く。）※法定福利費は、業務管理費にて計上する。
④	一般管理費	上記以外（値引きを含む。）で、受注者が企業を維持運営していくために必要な経費

◆作成にあたっての注意事項

- 1 入札書記載金額（税抜）に対する内訳額を、上記項目に沿って記入してください。
- 2 ③業務管理費及び④一般管理費については、上記記載の金額により業務管理比率及び一般管理比率を算出するため、後に変更することはできません。

※業務量が各年均等ではない場合

(別紙3)

業務委託料内訳書

記載例

案件名称	▲▲業務委託（長期継続契約）				
事業者名	●▲■株式会社				
履行期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和12年 3 月31日	履行年数	3 年		
業務委託料合計（税込）	26,554,000 円	履行年数に応じて各年の内訳を増やす。 別紙対応とすることも可。			

番号	項目	履行期間合計（●年分）	参考：1年目	参考：2年目	参考：3年目
①	直接人件費	18,500,000 円	5,000,000 円	7,500,000 円	6,000,000 円
②	直接物品費	1,500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円
③	業務管理費	2,250,000 円	750,000 円	750,000 円	750,000 円
④	一般管理費	1,890,000 円	630,000 円	630,000 円	630,000 円
⑤	合計（税抜）	24,140,000 円	6,880,000 円	9,380,000 円	7,880,000 円
⑥	消費税相当額	2,414,000 円	688,000 円	938,000 円	788,000 円
⑦	合計（税込）	26,554,000 円	7,568,000 円	10,318,000 円	8,668,000 円

【参考：項目内容】

番号	項目	内容
①	直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②	直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要経費
③	業務管理費	当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び直接物品費を除く。）※法定福利費は、業務管理費にて計上する。
④	一般管理費	上記以外（値引きを含む。）で、受注者が企業を維持運営していくために必要な経費

◆作成にあたっての注意事項

- 1 入札書記載金額（税抜）に対する内訳額を、上記項目に沿って記入してください。
- 2 ③業務管理費及び④一般管理費については、上記記載の金額により業務管理比率及び一般管理比率を算出するため、後に変更することはできません。

年 月 日

スライド額協議請求書

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第 1 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり、業務委託料の変更を請求します。

記

案件名称	
業務委託料 (総額)	円
契約日	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望基準日	年 月 日

※希望基準日は、原則この請求を提出する日の属する月の 1 日とする。ただし、履行開始日から 12 か月以上経過していない場合は、履行開始日から 12 か月以上経過した翌月 1 日とする。

年 月 日

スライド額協議請求書

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第1項の規定に基づき下記のとおり、業務委託料の変更を請求します。

記

案件名称	
業務委託料 (総額)	当初 : 円 前回変更額 : 円
契約日	当初 : 年 月 日 前回変更日 : 年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
前回基準日	年 月 日
希望基準日	年 月 日

※2回目以降の請求の場合の希望基準日は、原則、本様式を提出する日の属する月の1日とする。

年 月 日

スライド額協議請求書

(受注者) 様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第 1 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり、業務委託料の変更を請求します。

記

案件名称	
業務委託料 (総額)	円
契約日	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望基準日	年 月 日

※希望基準日は、原則この請求を提出する日の属する月の 1 日とする。ただし、履行開始日から 12 か月以上経過していない場合は、履行開始日から 12 か月以上経過した翌月 1 日とする。

担当 〇〇局〇〇部〇〇課
〇〇、〇〇
電話 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

協議開始日 年 月 日

スライド額協議書

(受注者) 様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、同特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額を、下記のとおりとしたいので協議を開始します。

この協議に基づく業務委託料の増額分については、賃金の引き上げや再委託企業との業務委託料の見直しなど適切な対応をお願いします。(減額スライドの場合は、赤字部分の記載は不要)

なお、御異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

案件名称	
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
基準日	年 月 日
変更前業務委託料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更後業務委託料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

担当 〇〇局〇〇部〇〇課
〇〇、〇〇
電話 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

協議開始日 年 月 日

スライド額協議書

(受注者) 様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、同特約条項第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定によるスライド額を、下記のとおりとしたいので協議を開始します。
 なお、御異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

案件名称	
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
スライド額 (総額)	0 円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象となる残業務委託料の 100 分の 1 を超えないため。
回答期日	年 月 日

担当 〇〇局〇〇部〇〇課
 〇〇、〇〇
 電話 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

年 月 日

承 諾 書

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

所 在 地
 受注者 商号又は名称
 代表者職氏名

年 月 日付けで協議のありました下記業務について、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項の規定に基づくスライド額に異存ありませんので、承諾します。

記

案件名称	
変更前業務委託料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更後業務委託料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

年 月 日

承 諾 書

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付けで協議のありました下記業務について、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項の規定に基づくスライド額に異存ありませんので、承諾します。

記

案件名称	
スライド額 (総額)	0 円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象となる残業務委託料の100 分の 1 を超えないため。

年 月 日

スライド額通知書

(受注者) 様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

年 月 日付けスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を下記のとおり定めましたので通知します。

記

案件名称	
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	速やかに行う

担当 〇〇局〇〇部〇〇課
〇〇、〇〇

電話 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

[発注者→受注者]回答期日までに承諾書がなかった場合
※業務委託料の変更がない場合

(様式4-2)

年 月 日

スライド額通知書

(受注者) 様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

年 月 日付けスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を下記のとおり定めましたので通知します。

記

案件名称	
スライド額 (総額)	0 円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象となる残業務委託料の100分の1を超えないため

担当 〇〇局〇〇部〇〇課
〇〇、〇〇
電話 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇